

益田市人権・同和問題基本計画

(素案)

令和4年3月

益田市

人権尊重都市宣言に関する決議

今日の産業・経済の進展と国民生活の向上は目覚ましいものがあります。その反面、複雑多様化する社会情勢の中において、人はすべて生まれながらにして人間として尊ばれ、生きる権利を有しているにもかかわらず、ややもすると利己主張・人命軽視の風潮や、差別意識の温存、法秩序軽視など、人権尊重思想の不徹底等が懸念され、誠に憂慮に耐えないところであります。

憲法が指し示す人権の尊重とその擁護こそは、地域づくりの基本をなすものであり、その思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成するため、人権尊重都市とすることを宣言する。

上 決議する。

平成6年3月25日

益 田 市 議 会

目次

第1章 総論

1	計画改定の趣旨	1
2	計画改定の背景	1
(1)	国際的な潮流	1
(2)	国の取組	2
(3)	県の取組	3
(4)	本市の取組	3
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	計画の基本理念	5
6	計画の施策体系	6

第2章 各論

1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
(1)	家庭における人権教育の推進	8
(2)	学校等における人権教育の推進	8
(3)	地域社会における人権教育の推進	9
(4)	企業等における人権教育・啓発の推進	9
(5)	特定職業従事者における人権教育の推進	9
ア	市職員	10
イ	教職員等	10
ウ	保健、医療、福祉、消防関係職員等	10
2	重要課題への対応	11
(1)	同和問題	11
(2)	女性	14
(3)	子ども	16
(4)	高齢者	19
(5)	障がいのある人	21
(6)	外国人	23
(7)	ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等	25
(8)	北朝鮮当局による拉致問題等	26
(9)	犯罪被害者等	27
(10)	インターネットによる人権侵害	28
(11)	性的指向・性自認等	29
(12)	様々な人権課題	30
3	計画の推進	31
(1)	計画の推進体制	31
(2)	計画の進捗管理	31

【関連資料】(予定)

- 人権・同和問題に関する意識調査結果
- 世界人権宣言
- 日本国憲法(抄)
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 同和対策審議会答申(抄)
- 益田市附属機関設置条例(抄)
- 益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則
- 益田市人権・同和問題解決推進委員会委員名簿
- 益田市人権施策推進委員会規程
- 人権課題に関連する益田市の計画や方針等

第1章 総論

1 計画改定の趣旨

本市では、2002（平成14）年に益田市人権・同和問題基本計画を策定し、2008（平成20）年、2012（平成24）年、2017（平成29）年に改定を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見をなくし、個性や多様性を認め合い、誰もが平等に社会参画できる環境づくりを進めてきました。

しかし、2020（令和2）年3月に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「今回調査」という）では、前回調査（2016（平成28）年5月実施）に比べ、改善のみられるところもありますが、一方では、人権意識の低下や、他人事意識・無関心な人の増加なども明らかになり、市民の人権に関する意識には課題が残されている状況です。

また、近年は、女性や子ども、高齢者、障がいのある人への暴行・虐待、インターネットを悪用した人権侵害等、様々な人権課題が発生し大きな社会問題となっています。また、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における支援の必要な人等への配慮に加え、新型コロナウイルス感染症に対する不安や偏見による差別など新たな課題も顕在化しており、あらためて、一人一人の尊厳と人権の大切さについて、社会全体で取り組むことが求められています。

こうした様々な社会情勢や意識調査結果や本市における課題を踏まえて、人権教育・啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を改定します。

2 計画改定の背景

（1）国際的な潮流

20世紀において二度にわたる悲惨な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まり、1948（昭和23）年に国際連合（以下「国連」という）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準となっています。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という）」、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という）」、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）」など、人権に関する多くの条約を採択しました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、数々の「国際年」を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの取組も展開しました。

しかしながら、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は、

「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を得、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。

このような経緯を経て、国連は、1994（平成 6）年、「人権教育のための国連 10 年（1995～2004 年）」を決議し、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化の構築をめざした取組が始まりました。

さらに、2004（平成 16）年の第 59 回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連 10 年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を 2005 年（平成 17）年から開始することを採択し、その第 1 フェーズ行動計画（2005～2009 年）については「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が、第 2 フェーズ行動計画（2010～2014 年）においては、「高等教育並びに教育者、公務員等のための人権教育」に焦点を当てた取組が、第 3 フェーズ行動計画（2015～2019 年）においては、「メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取組を一層強化する」取組が行われました。また、2019（令和元）年「青少年のための人権教育」に焦点をおいた第 4 フェーズ行動計画（2020～2024 年）が採択されました。

また、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで、2030（令和 12）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念とした世界共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGs の目標には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」といった人権に関わる目標も設定されています。

（2）国の取組

国においては、1947（昭和 22）年に日本国憲法が施行され、1956（昭和 31）年には、国連に加盟し、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など多くの国際人権諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、1997（平成 9）年に『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」を策定し、人権という普遍的文化の創造をめざして、あらゆる場を通じた人権教育の推進、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの重要課題への対応、国際協力の推進などの取組が開始されました。

加えて、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という）」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしました。

このほかにも、1999（平成 11）年「男女共同参画社会基本法」、2000（平成 12）年「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、2001（平成 13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、2004（平成 16）年「犯罪被害者等基

本法」、2005（平成 17）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、2011（平成 23）年「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という）」、2013（平成 25）年「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」、2016（平成 28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ハイトスピーチ解消法」という）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という）」」など個別の関係法を制定し、21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が行われています。

また、2008（平成 20）年には、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」が文部科学省より公表され、学校における人権教育の指導方法について、具体的な実践事例等の資料を提示し、人権教育の一層の推進を図るための取組が進められています。

（3）県の取組

県においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など様々な人権問題について、個別に計画やプランを策定し、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、それぞれの課題解決に向けて取り組みました。

2000（平成 12）年には、「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後の人権を巡る社会情勢の変化、法律の制定等を踏まえ、2008（平成 20）年に第一次改定を行い人権施策の一層の推進を図ってきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や法令・計画などに対応するため、2019（平成 31）年に第二次改定を行い、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

（4）本市の取組

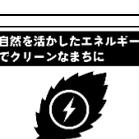
本市においては、2001（平成 13）年に「第 4 次益田市総合振興計画」を策定して以降、同和対策を市政の重要施策に位置づけ、同和対策審議会答申を尊重しながら、同和地区の実態を踏まえる中で計画を点検・補完しつつ、諸施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。そして、この間の取組により、部落差別に起因した環境の改善、生活の安定した層の増加、市民の同和問題に関する認識の向上等、多大な成果を上げてきましたが、依然として根強く存在している差別意識の解消等、なお解決すべき課題も残されています。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、2002（平成 14）年に益田市人権・同和問題基本計画を策定しました。2004（平成 16）年 11 月には、美都町・匹見町との合併による新益田市の誕生を踏まえ、2008（平成 20）年、2012（平成 24）年、2017（平成 29 年）に計画改定を経て、学校や地域、職場など様々な機会を通して人権教育・啓発に関する取組を進めてきました。

さらに、2021（令和 3）年には、「第 6 次益田市総合振興計画」を策定し、国連の目指す「誰一人取り残さない」という基本理念とした SDGs の 17 の目標を継承しつつ、本市の地域課題

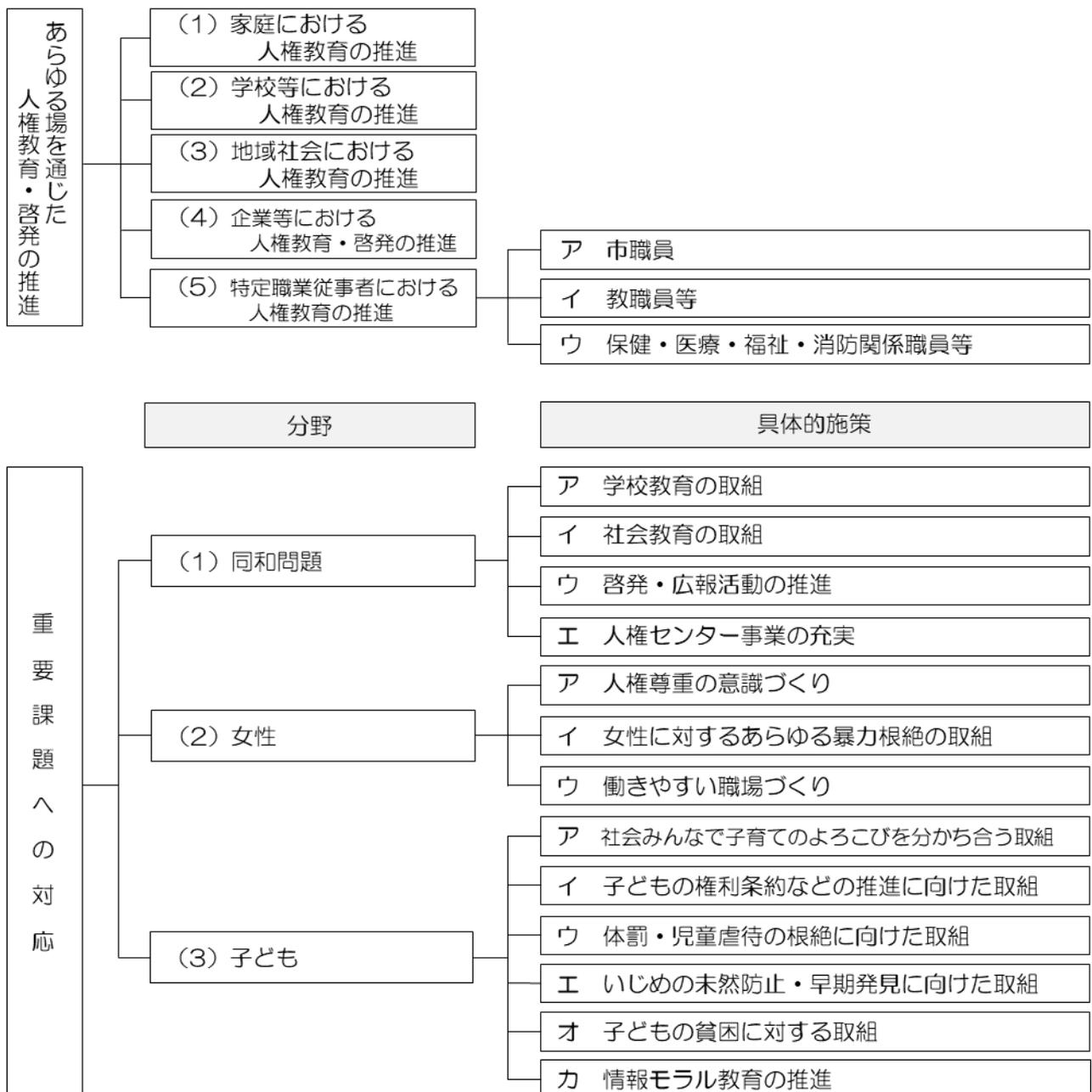
を踏まえて設定された「益田市版 SDGs」の視点から「子育てにやさしく、誰もが健やかに暮らせるまち」を基本目標として、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、その推進を図っていきます。

益田市版 SDGs

 <p>① 益田市版 SDGs</p>	<p>①地域共生社会を実現しよう</p> <p>一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち</p>	 <p>⑩ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑩平等なまちを実現しよう</p> <p>互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち</p>
 <p>② 益田市版 SDGs</p>	<p>②地産地消でより豊かな生活を</p> <p>地産地消により、生活の質が向上するまち</p>	 <p>⑪ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも</p> <p>地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち</p>
 <p>③ 益田市版 SDGs</p>	<p>③心身の健康と安心できる生活をみんなに</p> <p>生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち</p>	 <p>⑫ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑫資源ロスの少ないまちに</p> <p>限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち</p>
 <p>④ 益田市版 SDGs</p>	<p>④子どもも大人も一緒に成長しよう</p> <p>地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち</p>	 <p>⑬ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑬自然災害に強くしなやかなまちに</p> <p>平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち</p>
 <p>⑤ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑤「自分らしく」を尊重しよう</p> <p>性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち</p>	 <p>⑭ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑭豊かな日本海を守ろう</p> <p>美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑥ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑥豊かな水辺環境を守ろう</p> <p>高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち</p>	 <p>⑮ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑮豊かな森林と美しい田畑を守ろう</p> <p>豊かな森林・美しい田畑の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑦ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑦自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに</p> <p>バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち</p>	 <p>⑯ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑯公平・公正と安心・安全をみんなに</p> <p>公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>
 <p>⑧ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑧「このまちで働きたい」をかなえよう</p> <p>地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち</p>	 <p>⑰ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑰協働で目標や課題に取り組もう</p> <p>市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち</p>
 <p>⑨ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑨時代に適応した産業・通信基盤をつくらう</p> <p>先端技術を活用し、新たな時代に適應できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち</p>		<p>益田市版 SDGs について詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)</p>

6 計画の施策体系

益田市人権・同和問題基本計画と特に関連のある益田市版 SDGs の目標





第2章 各論

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権の意義や重要性を知識として理解するだけでなく、日常生活の中で行動や態度となって現れることが重要です。そのためには、市民一人一人が様々な人権問題について認識を深め、その解決を自分自身の課題として捉えるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進める必要があります。

(1) 家庭における人権教育の推進

家庭は、子どもにとってすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など、人権意識を育むうえで重要な役割を果たしています。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力して分担するなど、家族がお互いを尊重し助け合う意識づくりを進めることも大切です。

しかし、近年、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）、育児放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が見受けられます。

このような問題を解決していくためには、学校、地域、関係機関等が相互に連携を深め、家庭における人権教育を推進することが重要です。

(2) 学校等における人権教育の推進

保育所、幼稚園、学校では、子どもの発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解を深める指導を行うなかで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように意識や態度の向上を図っていきます。さらに、あらゆる教育活動を通じて豊かな人間性を育むとともに、様々な人権問題に対する理解を深め、「仲間はずれ」や「無視」をはじめとした身近ないじめ問題等の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

また、学校等における人権教育の成果が子どもの人権感覚の育成へと着実に結びつくためにも、家庭や地域との連携を進めていきます。さらに、異校種間の連携を通して、系統的・継続的な人権教育の推進を図っていきます。

人権教育の推進にあたっては、「同和教育指導資料第19集」（1996（平成8）年島根県）で示されている進路保障の理念をもとに、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくことができるように、すべての子どもたちの実態とその背景に寄り添い、

進路保障の取組を行います。また、これまで培われてきた同和教育の成果や手法を生かすとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（2008（平成20）年文部科学省）や「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」（2019（平成31）年島根県）、「人権教育指導資料第2集」（2015（平成27）年島根県教育委員会）等の趣旨を踏まえ、計画的かつ組織的な取組を行っていきます。

（3）地域社会における人権教育の推進

地域社会は、日常生活において様々な人々とふれあうことで、~~を通して、善悪の判断や生活習慣などを身につけていく学習の場であり、~~他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重する態度を育む場となっており、~~役割があります。~~

しかし、近年、核家族化や少子高齢化などが進む中で、地域社会での人間関係や社会意識が希薄になり、地域の教育力や機能の低下が懸念されるようになりました。さらに、今も根強く残る固定的な役割分担意識や、昔ながらの不合理な迷信や因習、男性中心の考え方など地域には様々な人権問題があります。今までも、公民館単位で設置された益田市地区人権・同和教育推進協議会等を中心に人権・同和问题に関する意識啓発の取組を進めてきましたが、今後も一層学習機会や情報提供を行い、地域の特性を活かした人権学習を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるための取組を進めていきます。

（4）企業等における人権教育・啓発の推進

近年、企業等も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任（CSR^{※1}）や社会貢献が求められるようになりました。そして、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進や、ハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくりなど、人権を尊重する取組に対して、一層の努力が期待されています。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・意識啓発を推進します。

※1 CSR（コーポレート・ソーシャル・リスポンシビリティ）

法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

（5）特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、すべての人々を対象に取組を進める必要がありますが、とりわけ本市において人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的

に進めていくことが求められています。

ア 市職員

市職員は、公務員として自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。市職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人一人が確かな人権感覚を身につけて、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権研修を行い人権意識の高揚を図ります。

また、自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

イ 教職員等

教職員等は、子どもたちの重要な人格形成期に、教育活動を通して大きな影響を与える職業です。指導者である教職員自らが人権問題や差別に対する認識を深め人権意識の高揚を図るとともに、指導力を向上させ、人権・同和教育を推進する必要があります。

ウ 保健、医療、福祉、消防関係職員等

特に、保健、医療、福祉、消防関係職員等は、市民の生命や健康を守るという大変重要な役割を担っています。常に人権尊重の視点に立ち、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう、人権意識の高揚に努める必要があります。

2 重要課題への対応



(1) 同和問題

現状と課題

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。その後、「同和対策事業特別措置法」1969（昭和44）年、「地域改善対策特別措置法」1982（昭和57）年、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」1987（昭和62）年に基づき、2002（平成14）年3月末に廃止されるまで33年間にわたって同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、1996（平成8）年の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の施策の方向性が示されています。

そして2016（平成28）年には「部落差別解消推進法」が施行され、今なお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴ってSNS（ソーシャルネットワークサービス）上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないなど、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国や地方公共団体において相談体制の充実を図ること、教育・啓発を行うこと、部落差別の実態に係る調査を実施することなどが定められました。

本市において、1997（平成9）年に設置した人権センターは、隣保館^{※2}として位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業の実施、研修会や講演会の開催、地域住民との交流などの取組を行い、同和問題の解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

そして、2002（平成14）年には、益田市人権・同和問題基本計画を策定し、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境の改善など物的な基盤整備が行われ着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されましたが、その一方で、教育、就労、経済が複雑に絡み合うことでいまだに産業面の問題など格差が生じている分野も見られ、依然として根深く存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、なお存在している格差の是正など、今日解決すべき課題が残されています。

今回の市民意識調査によると、「同和問題について初めて知ったのは、どのようなきっかけでしたか」の問いに対しては、「学校の授業で教わった」が39.4%で最も多く、学校で正しい知識

を学び正しく理解することが重要であることがわかります。しかし一方では「同和問題を知らない」という回答が5.7%あり、特に20代では21.9%と非常に高く、学校では単に知識を教え込むのではなく、教育活動において児童生徒が同和問題を自分のこととして考えられるような創意工夫が求められるなど、若い世代へどう伝えていくかが課題となっています。

次に、「結婚相手を決めるときに、家柄を気にすること」について、「間違っていると思う」と回答した人が67.5%、「結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること」について、「間違っていると思う」と回答した人が65.6%と非常に高く、学校や地域社会等で取り組んできた教育・啓発の成果が見られます。

また、同和問題の解決に対する考え方について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」と回答した人が45.3%と、同和問題について関心を持つ人が多いことがわかります。しかしながら、「よく考えていない」「無回答」の割合も35.6%あり、同和問題を他人事と考える人や無関心な人も少なくないことがわかります。

そして、「同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか」の問いに対しては、「差別をなくし人権を大切にする教育や啓発を積極的に進める」という回答が51.5%と最も多かった反面、「わからない」が17.3%、「同和問題のことなど口に出さないでそっとしておけばそのうち差別は自然になくなる」といった回答も16.1%あり、学校や地域社会で学んだことが同和問題解決への自己課題化と行動化につながっていないことも明らかになりました。

こうしたことから、同和問題の解決に向かって主体的な取組を進めるため、部落差別の歴史を学び直すとともに、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない社会をめざし、その一歩を踏み出すことが大切です。学校や地域そして行政が一体となって、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

※2 隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。

施策の方向性と取組

~~同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に差別を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど我が国固有の人権問題であることから、関心と理解を深め、啓発によって新たな差別を生むことがないように引き続き重要課題として取り組むことが必要です。~~

部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、部落差別に関する相談体制を引き続き充実させるとともに、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果を活かしながら一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

具体的施策		施策の内容
ア	学校教育の取組	①すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。

		②各種研修会への参加や校内での研修によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。
イ	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。
ウ	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・研究団体、企業、NPO法人等、地域の人権団体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、啓発・広報活動に努めます。
エ	人権センター事業の充実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。

(2) 女性



現状と課題

あらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つけ、自立や自由な活動を妨げる重大な人権侵害です。近年、夫等からの暴力を主訴とする相談は増加傾向にあり、コロナ禍で女性に対する暴力が増加するなど、女性への暴力は大きな人権問題と言えます。暴力の根絶のために、未然防止や若年期からの予防を啓発し、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

市民の安心・安全な暮らしを実現するためには、性犯罪をはじめとし、DV、デートDV、性犯罪、マタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を生み出さない、許さない取り組みが必要です。さらに、DV被害を深刻化させないためには、相談につながる行動がとれるように相談窓口や支援内容の周知が重要です。

引き続き、未然防止教育や意識啓発、相談機関の周知徹底、被害者支援など、関係機関と連携を図りながら人権侵害や暴力根絶に向けた取組を進める必要があります。

今回の市民意識調査によると、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「男は仕事、女は家庭などの男女の固定的な役割分担意識があること」の回答が48.0%と最も多く、また、「セクハラ、マタハラ」が43.8%、「職場において採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること」が36.9%という順となっています。「ドメスティック・バイオレンス」が問題との回答は30.7%、「女性に対する犯罪や暴力に対する支援・相談体制が十分でないこと」を問題にする人は23.8%でした。

暴力やハラスメントについて、生み出さない、許さないための意識啓発に合わせて、安心して相談できるための相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実、相談機関の周知が必要と言えます。

また、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域、職場で男女共同参画社会の実現にむけた意識・環境づくりに取り組む必要があります。

施策の方向性と取組

本市では、2014（平成26）年4月に施行した「益田市男女共同参画推進条例」及び2021（令和3）年3月に策定した「第4次益田市男女共同参画計画」等に基づき、男女共同参画社会のまちづくり実現のため、総合的、計画的に推進していきます。

具体的施策		施策の内容
ア	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく個人としての人権をお互いに尊重する、意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、

		<p>差別しない、差別を許さない教育を進めます。</p> <p>③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。</p>
イ	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	<p>①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。</p> <p>②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。</p> <p>③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。</p>
ウ	働きやすい職場づくり	<p>①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。</p> <p>②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。</p> <p>③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。</p>

(3) 子ども



現状と課題

いじめや体罰、児童虐待、不登校への無理解など子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、それらが要因となって引きこもりや不登校の長期化などの問題が深刻化しています。

そして、子どもたちがスマートフォンやタブレット端末を用いることが当たり前となる中で、SNSで誹謗中傷を受けたり、誤って個人情報を出したりするなどの人権侵害が発生しています。

また、2016（平成 28）年の「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人が貧困状態であると言われており、子どもの貧困対策は深刻な課題となっています。

さらには、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもの中には年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けている子どももいることが問題視されています。

今回の市民意識調査によると、子どもの人権で特に問題だと思うことからは、「仲間はずれや無視、暴力やインターネットによるいやがらせなどいじめをすること」が 69.8%、「親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること」が 61.1%、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」が 44.6%という回答が多く、SNSでのいじめや大人から子どもへの体罰、虐待への問題意識が高いことがわかります。

子どもの人権を守っていくために、未然防止及び早期発見に努めるとともに、関係機関が連携を密にし、子どもたちの人権が大切にされる環境づくりを進める必要があります。

また、学校では「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理念として人権教育の推進及び、家庭・保護者・地域等への啓発を行い、人権意識を高めていく必要があります。

施策の方向性と取組

本市では、2017（平成 29）年 3 月に策定した「益田市いじめ防止基本方針」や 2020（令和 2）年 3 月に策定した「第 2 期益田市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、「益田市いじめ問題対策連絡協議会」、「益田市情報リテラシー推進協議会」等関係機関と連携しながら地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

具体的施策		施策の内容
ア	社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	①家庭、地域、保育所・認定こども園・幼稚園、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づ

		くりなどの啓発活動を推進します。
イ	子どもの権利条約などの推進にむけた取組の理解促進	<p>①保護者、教職員、地域住民等に学校をはじめ、地域等で「子どもの権利条約」などの内容が広く理解できるようにされるよう教育・啓発を進めます。</p> <p>②「子どもの権利条約」などについて、<u>実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒に人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。</u></p>
ウ	体罰・児童虐待の根絶に向けた取組 要保護児童への適切な支援	<p>①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、<u>人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。</u></p> <p>②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。</p> <p>③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。</p>
エ	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。
オ	体罰根絶に向けた取組	①体罰は絶対に許されない重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し、 <u>人権意識を高め、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。</u>
カ	子どもの貧困に対する支援	<p>①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、<u>学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。</u></p> <p>①<u>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取り組みます。</u></p> <p>②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないよう<u>支援の充実を図ります。</u></p> <p>②子どもの貧困の背景には、<u>保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組みます。</u></p> <p>③生活の安定と向上に資するよう、<u>所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。</u></p>
キ	情報モラル教育の推進	①児童生徒に対し、 <u>情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成に努めます。</u>

	<p>①インターネット上に氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断する、情報活用や情報モラルの能力の育成や向上に努めます。</p> <p>②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身につけるための授業や教育活動を推進します。</p>
--	--

(4) 高齢者



現状と課題

本市において、2021（令和3）年3月末現在の高齢化率は38.4%、3人に1人以上が高齢者で、中山間地域においては高齢化率が60%を超えている地域もあり、国を大きく上回って少子・高齢化が進んでいます。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者に関する地域課題の解決を図るための体制づくりが引き続き必要となってきます。

今回の市民意識調査によると、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」が45.8%、「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」が39.4%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が33.7%、「家庭や地域での役割がなく孤立すること」が33.2%などの回答が多くを占めました。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加や高齢者への身体的・心理的虐待、認知症高齢者に対する偏見など、高齢者の人権に関する深刻な問題が山積しています。

高齢者が社会の一員として、役割、生きがいを持ちながら、積極的に社会参加できるよう環境整備を図るとともに、高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けていくために、みんなで共に支え合う環境づくりが必要となっています。

施策の方向性と取組

2021（令和3）年3月に策定した「第8期えっとまめなプラン（益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画）」を踏まえ、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らせるまちづくりをめざした取組を行っていきます。

地域包括支援センターなどの相談窓口を中心に、高齢者の住まい・介護予防・生活支援・医療と介護の連携体制の充実を図ります。

また、高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者を権利侵害から守る取組も行っています。

具体的施策	施策の内容
ア 安否確認の体制整備	<p>①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。・通報等に対し、協力員や民生委員の協力を得て、24時間体制での対応を行っていきます。</p> <p>②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。</p>

イ	相談体制の充実	<p>①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。</p> <p>②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。</p>
ウ	生きがい活動への支援	<p>①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。</p> <p>②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。</p>
エ	介護予防事業の推進	<p>①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル^{※3}度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。</p> <p>②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要となる社会資源の開発を行います。</p>
オ	認知症への理解と支援体制の整備	<p>①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。</p> <p>②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知や認知症に関する社会資源の発信を行います。</p> <p>③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。</p>
カ	高齢者の権利擁護に関する取組	<p>①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。</p> <p>②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。</p>
キ	消費者被害等の未然防止の取組	<p>①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。</p> <p>②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。</p>

※3 フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入、支援により生活機能の向上が可能な状態像のこと。（厚生労働省研究班の報告書を参照）

(5) 障がいのある人



現状と課題

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等により「ノーマライゼーション」※4 理念の浸透が推進されています。さらに、2013（平成 25）年 6 月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、2016（平成 28）年 4 月から施行されました。

また、2016（平成 28）年に改正された「障害者雇用促進法」では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

今回の市民意識調査によると、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか」の問いに対しては、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が 64.9%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が 41.1%、「障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと」が 29.0%という回答が多くなっています。

依然として障がいや障がいのある人への理解や認識が不十分であることが問題点として最も多く挙げられており、前回調査と比較しても増えていることから、障がいや障がいのある人への理解や認識を深めるとともに「障害者差別解消法」に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の、理解・啓発への取り組みをより一層推進していく必要があります。

また、障がいのある児童生徒が、成人した後も自分らしく過ごすためには、適切な時期に適切な就学先につなげることが重要です。保護者と教育委員会、学校が個々のニーズと必要な支援について合意形成を図るため、特別支援教育や障がいの理解啓発を進めていく必要があります。

※4 ノーマライゼーション

障がいのある人などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。

施策の方向性と取組

本市では、2021（令和 3）年 3 月に策定した「安心いきいきプラン（第 5 期益田市障がい者基本計画中間見直し、第 6 期益田市障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画）」等に基づき、身近な地域での障がいのある人の多様なニーズに対応するための総合的な障がい者自立支援体制の確立をめざして進めていきます。

また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、障がいのある人を権利侵害から守る取組も行っています。

具体的施策		施策の内容
ア	バリアフリー※ ⁵ 社会の実現	<p>①障がいのある人の基本的な人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。</p> <p>②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョン※⁶を推進し、共に生きる社会の実現をめざします。</p>
イ	地域生活の支援体制の充実	<p>①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。</p> <p>②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。</p>
ウ	自立と社会参加の促進	<p>①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。</p> <p>②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。</p> <p>③②障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。</p>
エ	障がいのある人の権利擁護に関する取組	<p>①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。</p> <p>②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。</p> <p>③②障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。</p>
オ	特別支援教育の推進	<p>①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。</p> <p>②児童生徒の多様性を尊重し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）を推進します。</p>

※⁵ バリアフリー

高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語であり、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いる。

※⁶ ソーシャルインクルージョン

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

(6) 外国人



現状と課題

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。このような状況を受け、2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、外国人に対する不当な差別的言動をなくす取組が求められています。さらに、違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会を実現するための取組も求められています。本市における在住外国人は、2021（令和3）年3月末現在、18カ国393人で、総人口に占める割合は0.86%となっています。

今回の市民意識調査によると、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思えますか」の問いに対しては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」が34.2%、「差別的な発言や行為をすること」が25.5%、「災害時など緊急を要する際に、情報伝達が十分ではないこと」が22.3%などの回答が多くなっています。

外国人に対する差別的言動をなくすための意識啓発を図るとともに、外国語による医療・福祉・防災などの生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人が地域の中で安全・安心に暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組めます。

施策の方向性と取組

日本人住民、外国人住民はともに地域に暮らす住民として、お互いの文化、価値観を理解し支え合えるよう、「多文化共生社会」の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

具体的施策		施策の内容
ア	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。
イ	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。
ウ	外国にルーツをも	①日本語支援員を配置して、対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援

	つ児童生徒への支援	<u>員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。</u>
工	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、 <u>島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。</u> ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。
才	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。

(7) ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等 患者及び感染者等



現状と課題

ハンセン病患者は、1996（平成 8）年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離が継続され、患者のみでなく、その家族も偏見や差別の対象となりました。療養所の入所者の多くは、長期間の隔離等によって社会とのつながりを断たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

また、エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。

さらに、2019（令和元）年12月初旬から世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等に対する非難や差別的な言動、あるいはインターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増加しています。

今回の市民意識調査によると、「ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「怖い病気といった誤解があること」が43.3%、「社会復帰が困難なこと」が31.4%、「差別的な発言や行為をすること」が26.5%などの回答が多くを占めました。同様にエイズ患者やHIV感染者の人権についても「エイズ・HIVに関する正しい認識や理解が十分でないこと」が54.5%、「差別的な発言や行為をすること」が34.7%、「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」が30.2%となっています。また、新型コロナウイルス感染症等の人権についても、「インターネットによる誹謗中傷や、SNS等へ差別的な書き込みをすること」が52.7%、「感染者やその家族、医療従事者及び感染拡大防止に携わった人等に対して偏見を持つこと」が47.8%、「感染者やその家族のプライバシーが守られないこと」が40.6%となっています。

エイズやハンセン病やHIV感染者、また新型コロナウイルスをはじめとした新たな感染症等について、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、偏見や差別の解消に向けて、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

施策の方向性と取組

感染症等に対する正しい知識の普及や患者及び感染者、その家族等への偏見や差別意識を解消するための教育・啓発に努めるとともに患者及び感染者、その家族等の人権が尊重される地域づくりを推進します。

具体的施策	施策の内容
ア 差別意識解消のための教育・啓発活動及び講演会等の開催の推進	① HIVや新型コロナウイルス感染者及びハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。 ② HIVや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者及び感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、様々な機会を通じて感染症に対する正しい知識の教育普及・啓発に努めます。

(8) 北朝鮮当局による拉致問題等



現状と課題

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定し、この他にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。

国においては、2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、地方公共団体の責務として拉致問題等に関する国民世論の啓発を図ることを求めています。

平成14年9月の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪し、平成26年5月の日朝政府間協議では、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査が約束されましたが、未だ明白な資料の提出はありません。しかし、長い年月の経過とともに、拉致被害者及びその家族の高齢化も課題となっています。

本市でも、1973（昭和48）年、市内で行方不明になり、特定失踪者問題調査会が「北朝鮮の拉致の可能性が否定できない」としている益田ひろみさんの捜索と調査を国に対して求めています。についても、拉致問題の早期解決と真相究明が求められています。

今回の市民意識調査では、「あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか」の問いに対して、北朝鮮によって拉致された被害者等に関心があると回答した人は15.1%となっています。

北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決のためには、幅広い国民層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、拉致問題は人権侵害であることから、この問題への関心を風化させないための啓発活動が必要です。

施策の方向性と取組

拉致問題を風化させないためにも、北朝鮮当局による拉致問題等に関する市民の関心と認識を一層深める必要があります。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発・教育広報の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②小中学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。
イ	学校教育の取組	①児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

(9) 犯罪被害者等



現状と課題

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題として、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等があります。

今回の市民意識調査によると、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穩が保てなくなること」とした回答が63.6%と最も多く、「事件に関して、周囲でうわさ話をすること」が46.8%、「被害者にも問題があった」などと非難することが32.2%と続いています。

このような動向を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するための啓発を進めていくとともに支援に努める必要があります。

施策の方向性と取組

犯罪被害者とその家族、遺族は、直接的な被害の上、無責任な噂話等による精神的被害等の二次被害に苦しむことが少なくありません。被害者等の視点に立ち、被害者等の人権について理解を深めるために人権教育・啓発に努めるとともに、関係機関・団体と連携を図りながら被害者等への支援に取り組みます。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。
イ	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。

(10) インターネットによる人権侵害



現状と課題

インターネットの普及により、情報の収集や発信などの利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになった一方で、他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害な情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。

今回の市民意識調査によると、「インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」と回答した人が68.6%と最も多く、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」が47.3%、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと」が44.3%と続いています。

今後も発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要があります。

施策の方向性と取組

人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについての理解を深められるよう取組を進めます。また、法務局や県、関係機関との連携を深めることによりSNSなどによる人権侵害の早期発見を図り、被害の拡大防止に努めます。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。
イ	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。

(11) 性的指向・性自認等



現状と課題

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向は、人それぞれで多様です。異性ではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるため差別や偏見のまなざしで見られたり、場合によっては職場を追われるような人権問題が発生しています。

また、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性自認への違和感を持つことで社会生活に支障が生じる状態である性同一性障害の人々も少数であることから、問題が潜在化しているため偏見や実際の生活のしづらさが生じています。

性的指向や性自認について等、性の多様性についての理解を深め、偏見や差別につながらないよう啓発に取り組む必要があります。

今回の市民意識調査によると、「性の多様性に関することで、人権上特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「誤解や偏見があること」と回答した人が63.4%と最も高く、「いやがらせをしたり、差別的な言動をすること」が38.4%、「地域社会・職場・家庭学校などで排除され孤立すること」が27.0%と続いています。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、性の多様性についての正しい理解を深め、差別や偏見の解消に向けた取組が必要です。

施策の方向性と取組

性の多様性についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組めます。

具体的施策		施策の内容
ア	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。
イ	小中学校期の取組 学校教育の取組	①性別や性の多様性に関わらず、誰もがお互いを尊重し合えることを意識した教育活動を進めます。学校教育において「性の多様性が認められる学校づくり」を念頭に置いた教育活動が進められるようにします。性の多様性について児童生徒が正しく理解すると同時に、互いを尊重する態度を育成します。 ②性的指向や性自認について児童生徒が不安に思うときに教職員に相談できる体制を整えます。

(12) 様々な人権課題



① アイヌの人々

先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統、及び現状に関する認識と理解を深め、2019（令和元）年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」でうたわれている「アイヌの人々が、民族の誇りをもって生活できる社会を実現する」ため広報等を通じた啓発に努めます。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が円滑な社会復帰を実現するためには本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、関係団体等と連携・協力して啓発に努めます。

③ ホームレスに対する差別

ホームレスの人々の生活の自立を支援するための取組が行われている一方で、ホームレスに対するいやがらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。相談対応を行い、ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別を解消するための啓発に努めます。

④ 人身取引による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引を撲滅するための認識と理解を深めるための広報・啓発に努めます。

⑤ 災害に伴う人権問題

東日本大震災等さまざまな災害で被災し避難を余儀なくされた人々に対しての根拠のない風評被害や偏見等の差別など、災害に起因する人権問題が発生しています。災害に備える中で、障がいのある人、子ども、女性、高齢者、外国人等への配慮を含め、被災者の視点に立った人権意識の啓発に努めます。

また、被災者の視点に立った防災の取組、避難所運営等、プライバシーへの配慮をはじめ、被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。

さらに、要配慮者等の個別の避難行動を作成する「個別避難計画」の整備に努めます。また、情報伝達に配慮が必要な方（視覚・聴覚障がい者、外国人等）の逃げ遅れを防ぐため、情報伝達方法について検討を進めます。

⑥ その他の人権課題

現在あるその他の人権課題や今後新たに対応すべき人権課題に対して、さまざまな機会を通して偏見や差別をなくすための啓発に努めます。

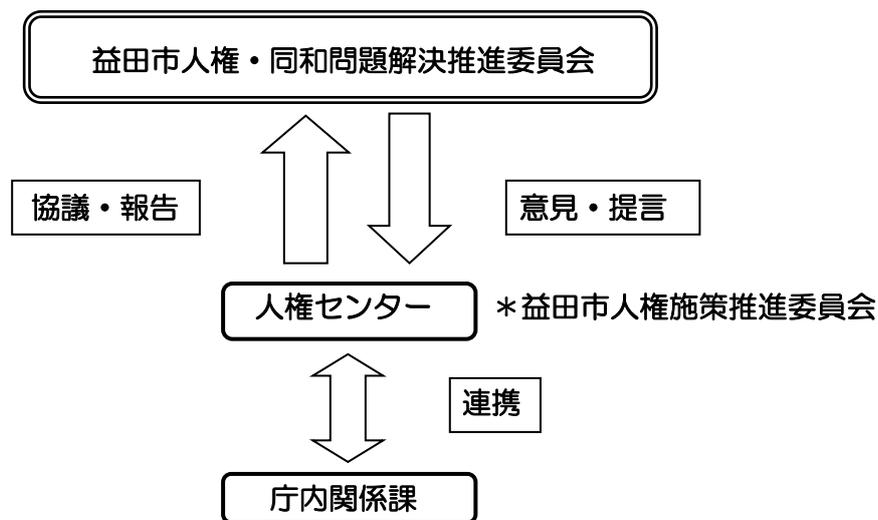
3 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係部課長を構成員とする益田市人権施策推進委員会を設置し、庁内関係部署と連携しながら取組を進めるとともに、益田市人権・同和問題解決推進委員会では、計画の推進、評価及び見直し等について審議し、人権教育・啓発に関する施策の推進を図ります。

また、益田市各地区人権・同和教育推進協議会など地域ぐるみで活動する団体や、様々な人権課題をテーマに活動しているNPO団体等との連携を深め、市民と行政の協働により進めていきます。

さらに、人権教育・啓発の効果的な推進には、市民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域、学校、企業等がそれぞれの役割に応じて連携しながら取組を進めていきます。



(2) 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市人権・同和問題解決推進委員会に毎年度報告するとともに、その状況について点検・評価を行い、益田市人権施策推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

また、本計画は、5年ごと及び必要に応じて調査を行い実態の把握に努めるとともに、その間の取組の成果を分析し、実効性のある計画の推進を図ります。

人権・同和問題に関する意識調査結果

1 調査の目的

この調査は、さまざまな人権課題に関する市民の意識を把握し、令和3年度に改定する益田市人権・同和問題基本計画の基礎資料にするとともに、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくり実現のために施策を充実させることを目的として行うこととする。

2 調査の概要

(1) 調査対象者

益田市内に住所を有する満18歳以上の市民 1,000人

(2) 調査対象者の抽出方法

住民基本台帳から年代別均等無作為抽出方法により抽出

(3) 実施方法と実施時期

令和3年3月10日、郵送により送付し、3月24日を締切として回収を行った

3 回収結果

(1) 回収数 404人【前回 400人】

(2) 回収率 40.4%【前回 40.0%】

